

香美市では、高知広域都市計画区域において、
都市計画道路の変更、用途地域の変更を行うこと
としています。

これらの都市計画の変更案について、市民の皆
さまから意見をいただくことが必要なことから、
変更案を縦覧し、説明会、公聴会を開催します。

都市計画変更の概要

①都市計画道路新町西町線の変更

- ・道路線形および鉄道との交差方式の変更
- ・道路幅員の変更

②用途地域の変更

- ・高知山田線沿道の第1種低層住居専用地域の変更
- ・第1種低層住居専用地域の建ぺい率・容積率の変更
- ・用途地域と市街化調整区域の境界の不整合の修正

変更案の縦覧期間と場所

◆縦覧期間 10月1日(月)～10月15日(月)

8時30分～17時15分

※土・日・祝日を除く

◆縦覧場所 香美市役所建設課(4階)

説明会

◆日時 10月12日(金)19時～

◆場所 香美市役所3階会議室

公聴会

◆日時 10月25日(木)19時～

◆場所 香美市役所3階会議室

注1) 公聴会に出席して意見を出される方(当該公聴会縦覧案件
に関する内容に限る)は10月15日(月)までに、その要旨・理
由・住所・氏名を記載した書面を提出してください。

注2) 公聴会に出席して意見を出される方がいないときは公聴会
は開催しません。

問い合わせ・提出先

■香美市役所建設課 ☎ 53-3119

〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市民憲章 -平成24年4月1日制定-

- 1、豊かな自然を守り、美しいふるさとを未来に届けましょう。
- 1、互いに思いやり、さえあう、心安らぐまちにしましょう。
- 1、歴史に学び、伝統を守り、高め、文化の香りあふれるまちにしましょう。
- 1、子どもたちの笑い声は宝物、みんなで見守り育てましょう。
- 1、感謝の気持ちを大切に、元気で働き、仲よく住みよいまちにしましょう。



▲高知工科大学から市役所への実習生

高知広域都市計画の変更(素案)に関する 縦覧と説明会・公聴会のお知らせ



高齢者の方へ

インフルエンザ予防接種のお知らせ

10月1日からインフルエンザの定期予防接種(以下、「接種」)を実施します。

対象者

香美市に住民登録があり、接種日当日①65歳以上の方または②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、日常生活が極度に制限される障害を有する方

実施期間 12月31日(月)まで

※医療機関の休診日は除く

場所

県内委託医療機関

申込方法

事前に医療機関に接種日等をご確認の上、健康保険証・身体障害者手帳等・対象者であることが確認できるものを持参し、接種を申し出てください。

◆接種注意事項

(1) 接種を受けるにあたって

- ①接種は義務ではなく、あくまで本人が希望する場合にのみ行うものです。
- ②気になることや、分からないうことがあれば、接種前に医療機関に相談して、接種を受けるかどうか判断しましょう。



(2) 接種の有効性

- ①高齢者の発病防止や、特に重症化防止に有効であることが確認されています。
- ②効果(ウイルスに対する抵抗力)は、接種後、約2週間から約5ヶ月間の間は持続するとされています。

(3) 接種できない人

- ①接種当日、明らかに発熱のある方(一般的に、体温が37.5℃以上の場合は指します。)
- ②重い急性疾患にかかっていることが明らかな方(急性の病気で薬を飲む必要があるような方は、その後、病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合させてください。)
- ③接種に含まれる成分によって、アナフィラキシー※を起こしたことのあることが明らかな方。

④過去に接種後、2日以内にじんましん・発熱・発疹(ほっしん)などのアレルギーと思われる異常がみられた方。

※アナフィラキシーとは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応です。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

(4) 副反応

まれに副反応が起こることがあります。接種後に、接種した部位の痛み・熱・ひどい腫(は)れ・じんましん・繰り返す嘔吐・顔色の悪さ・低血圧・高熱などの症状が現れた場合は、接種医療機関等の診察を受けてください。

(5) 接種による健康被害救済制度について

予防接種法に定める定期の予防接種によって、生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害を生じ、当該接種と因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

